

令和三年六月一日提出
質問第一五三号

ベトナム社会主義共和国からの入国制限に関する質問主意書

提出者
松原
仁

ベトナム社会主義共和国からの入国制限に関する質問主意書

新型コロナウイルス感染症（SARS-CoV-2）の変異株が次から次へと国内に流入している。

そのような中で、英国変異株（VUI-202012/01）及びインド変異株（B. 1. 617系統）の両方の性質を有する変異株がベトナム社会主義共和国（以下「ベトナム」という）で発見されたと同国保健相が公表した（以下、当該変異株を「ベトナム変異株」という）。

これまで、空港検疫をすり抜けて前記英国変異株、インド変異株が国内に流入してきた。ベトナム変異株が、英国変異株及びインド変異株両変異株の性質を有することから、両変異株より高い脅威が認められる。

そこで、次のとおり質問する。

- 一 ベトナム変異株に対する脅威はインド変異株と少なくとも同等以上である。政府として、「新型コロナウイルス感染症に関する新たな水際対策措置（インドで初めて確認された変異株B. 1. 617への対応）」を実施しているが、ベトナムからの入国者にも、インド等の六か国同様、すべての入国者及び帰国者について、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）で十日間待機させるとともに、入国後三日目、六日目及び十日目に改めて検査を受けさせるべきと考えるが政府として如何。

二 前項に関し、待機期間違反者に対し、国外退去等厳しい措置の導入も検討すべきと考えるが、政府として如何。

三 現状、空港検疫をすり抜けて国内でインド変異株が発見されていることから考え、日本の在留資格を持つベトナム人であったとしても、人道措置等限定的例外状況が認められない限り、当面の間、再入国を認めない措置を講ずるべきと考えるが、政府として如何。

右質問する。